

「新興国における課税問題の事例と対策（詳細版）」に関する訂正

訂正箇所	誤	正
<p>「新興国における課税問題の事例と対策（詳細版）」</p> <p>P6. 中国の事例</p>	<p>【中国】 中国では、外為規制が非常に厳しく、<u>ロイヤリティや使用料等の支払いを行う場合には、現地において複雑な送金手続きを行わなければならない</u>。具体的には、契約書、登記証書、納税証明書等、複数の必要書類を税務当局や銀行に提出し、登記・確認を受けなければ送金できない。また、税務当局が、ロイヤリティ料率等が高い等の理由により、契約書等の内容を認めず、支払はおろか登記そのものできないことがある。</p>	<p>【中国】 中国では、外為規制が非常に厳しく、ロイヤリティや使用料等の支払いを行う場合には、現地において複雑な送金手続きを行わなければならないが、2013年9月1日より、これまで原則3万ドル以上の対外支払に必要であった「サービス貿易等項目の対外支払に係る税務証明」が廃止となり、手続が税務届出に簡素化されるのと同時に手続の基準額が5万ドルに緩和された。 このような一定の改善は見られるものの、送金届出の際に税務当局から契約登記や納税の有無について確認され、それらが確認できない限り送金に必要な「税務届出表」を発行してくれないといった問題が発生している地域も散見されている。</p>